

○宇城市建設工事の入札・契約に係る情報の公表要綱〔契約管財課〕

平成17年1月15日

告示第24号

改正 平成17年9月27日告示第255号

平成26年12月5日告示第126号

令和6年3月29日告示第34号

令和7年5月31日告示第76号

(趣旨)

第1条 この告示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条の規定に基づく公共工事の発注の見通しに関する事項及び入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(発注の見通しの公表)

第2条 発注の見通しに関する事項の公表は、次に掲げる事項に従い、行うものとする。

(1) 対象工事は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）で、予定価格が250万円以上のものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって秘密にする必要があるもの及び公表の時点で工事内容の確定ができないものを除く。

(2) 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

ア 公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要

イ 入札及び契約の方法

ウ 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

(3) 公表の時期は、原則として毎年度2回、次に掲げる時期を目途として、その時点における年度末までの発注の見通しに関する事項を公表する。

ア 4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以後遅滞なく

イ 10月1日

(4) 公表の方法は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

(5) 公表の期間は、当該年度の3月31日までとする。

(競争入札参加者資格等の公表)

第3条 競争入札参加者資格等の公表は、次に掲げる事項に従い、行うものとする。

(1) 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格

イ 競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿

ウ 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

(2) 公表の時期は、競争入札参加者資格等を定め、又は作成したときとする。

- (3) 公表の方法は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。
- (4) 公表の期間は、当該事項が有効な期間とする。

(入札及び契約の内容等の公表)

第4条 入札及び契約の内容等の公表は、次に掲げる事項に従い、行うものとする。

- (1) 対象工事は、市が発注する建設工事とする。ただし、予定価格が200万円を超えないもので随意契約を行ったもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって秘密にする必要があるものを除く。

- (2) 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5の2の規定により一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。以下同じ。）に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格

イ 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

ウ 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称

エ 指名競争入札を行った場合における指名業者の選定の理由

オ 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）

カ 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）

キ 一般競争入札又は指名競争入札を行った場合における予定価格（宇城市契約事務取扱規則（平成17年宇城市規則第46号）第8条に規定する書面に記載された価格をいう。）

ク 自治令第167条の10第1項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により低入札価格調査基準価格を設けた場合の低入札価格調査基準価格及び低入札価格調査を行った場合の当該調査結果の概要

ケ 自治令第167条の10第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けた場合の最低制限価格、及び最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称

コ 自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）又は自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行った場合における次に掲げる事項

(ア) 当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由

- (イ) 自治令第167条の10の2第3項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する落札者決定基準
 - (ウ) 自治令第167条の10の2第1項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
 - (エ) 自治令第167条の10の2第2項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
 - サ 公募型指名競争入札を行った場合における当該競争に参加しようとした者の商号又は名称並びに当該競争入札で指名されなかった者の商号又は名称及びその者を指名しなかった理由
 - シ 次に掲げる契約の内容
 - (ア) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - (イ) 公共工事の名称、場所、種別及び概要
 - (ウ) 工事着手の時期及び工事完成の時期
 - (エ) 契約金額
 - ス 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
 - セ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした際の、シ(ア)から(エ)までに掲げる事項及び変更の理由
- (3) 公表の時期は、次のとおりとする。
- ア 前号アについては、それを定めた後速やかに公表する。
 - イ 前号イ、ウ、オ、カ、ク及びケについては、落札者の決定後速やかに公表する。
 - ウ 前号エ、コ、サ、シ、ス及びセについては、契約の締結後速やかに公表する。
 - エ 前号キについては、一般競争入札を行った場合は競争参加資格確認通知後速やかに、指名競争入札を行った場合は指名競争入札通知後速やかに公表する。
- (4) 公表の方法は、次のとおりとする。
- ア 第2号アについては、公告及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。
 - イ 第2号イ及びウ並びにオからサまでについては、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。
 - ウ 第2号エ及びシからセまでについては、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。
- (5) 公表の期間は、公告又は指名の通知をした日の属する年度及び翌年度とする。
- (6) 公表の期間は、回答を行った日の属する年度及び翌年度とする。

(指名停止措置の内容の公表)

第5条 指名停止措置の内容の公表は、次に掲げる事項に従い、行うものとする。

- (1) 公表する事項は、指名停止を受けた者の商号又は名称、指名停止期間及び指名停止の理由
- (2) 公表の時期は、指名停止措置を行った後速やかに公表する。
- (3) 公表の方法は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。
- (4) 公表の期間は、指名停止措置を行った日の属する年度及び翌年度とする。

附 則

この告示は、平成17年1月15日から施行する。

附 則（平成17年9月27日告示第255号）

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月5日告示第126号）

この告示は、平成27年1月5日から施行し、この告示による改正後の宇城市建設工事の入札・契約に係る情報の公表要綱の規定は、同日以後公告される入札及び契約について適用する。

附 則（令和6年3月29日告示第34号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月31日告示第76号）

この告示は、令和7年6月1日から施行する。